

未収金の収納業務について

医療費の未収金回収業務の一部を弁護士法人へ委託しました。

道立病院では、適切に医療費を納めていただいている方との負担の公平性を確保し、病院経営健全化を目的として、令和3年4月1日から医療費の未収金回収業務の一部を下記の弁護士法人に委託することとしました。

一定の期間内にお支払いされていない方には、下記の弁護士法人からお支払いについてのご案内をいたしますので、ご理解をよろしくお願いします。

- 委託先：弁護士法人ブレインハート法律事務所
- 所在地：東京都千代田区丸の内三丁目4番1号新国際ビル4階
- 代表者氏名：代表社員 菅野 晴隆
- 業務開始日：令和3年4月1日